

題名中「収納代理郵便官署」を「収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）」に改める。
本則中「第 168 条第 5 項」を「第 168 条第 4 項」に、「収納代理郵便官署」を「収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）」に改める。

熊本県告示第 349 号の 2 の 13

熊本県収納代理郵便官署事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理郵便官署事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理郵便官署事務取扱要領（平成 10 年熊本県告示第 168 号）の一部を次のように改正する。

題名中「収納代理郵便官署」を「収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）」に改める。

第 1 条中「収納代理郵便官署」を「収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。以下同じ。）」に改める。

第 2 条中「収納代理郵便官署」を「収納代理金融機関」に改め、同条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 口座振替 継続して通常郵便貯金（郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）第 40 条の 2 第 1 項に規定する通常郵便貯金、団体取扱いをする通常郵便貯金、取扱郵便局を特定する通常郵便貯金及び郵便貯金本人票所持の表示のある通帳に係る貯金を除く。）の一部を払込金及び払込みの料金（加入者が負担するものを除く。）に振り替えてする通常払込み及び料金の徴収の取扱いをする自動払込みをいう。

第 3 条中「収納代理郵便官署」を「収納代理金融機関」に改め、同条第 2 項中「口座振替（自動払込みの取扱いに関する省令（昭和 57 年郵政省令第 6 号）第 1 条に規定する自動払込みをいう。以下同じ。）に関する」を「口座振替に関する」に改める。

第 4 条中「収納代理郵便官署」を「収納代理金融機関」に改める。

第 5 条中「収納代理郵便官署」を削る。

第 6 条及び第 7 条中「収納代理郵便官署」を「収納代理金融機関」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式

平成 年 月 日

熊本県知事 様

熊本県収納代理金融機関

名 称

代表者の氏名

店 舗 新 設 届
廃 止

このたび下記のとおり収納店の^{新設}_{廃止}しますので、熊本県会計規則第 97 条の規定により届け出ます。

記

店舗の名称		取 扱 印 の 印 影
店舗の位置		
店舗コード		
新設 廃止年月日		
収納取りまとめ店又は 資金決済店		

備考

- 1 店舗新設届の場合は、取扱印の印影の欄に押印すること。
- 2 店舗新設届の場合は、収納取りまとめ店又は資金決済店の欄に該当店舗名を記載すること。
- 3 様式中の不要の文字は、抹消すること。

別記第2号様式

平成 年 月 日

熊本県知事 様

熊本県収納代理金融機関
名 称
代表者の氏名

店 舗 変 更 届

このたび下記のとおり収納店の名称位置を変更しますので、熊本県会計規則第97条の規定により届け出ます。

記
変更年月日 年 月 日

区 分	変 更 後	変 更 前
店舗の名称		
店舗の位置		
店舗コード		
収納取りまとめ店又は 資金決済店		
取 扱 印 の 印 影		

備考

- 1 店舗の名称の変更の場合は、取扱印の印影の欄に押印すること。
- 2 店舗の位置の変更の場合は、収納取りまとめ店又は資金決済店の欄に該当店舗名を記載すること。
- 3 様式中の不要の文字は、抹消すること。

別記第3号様式

		第 号	
収 納 金 日 計 表			
件	数	金 額	
	件	円	
収 納 日		払 込 日 (送 付 日)	
年	月 日	年	月 日
上記のとおり収納しました。			
熊本県収納代理金融機関 (名 称)			

備考

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横14センチメートルとする。

別記第4号様式

第 号

収 納 金 日 計 払 込 書

件 数	金 額
件	円

収 納 日	払 込 日 (送 付 日)
年 月 日	年 月 日

上記のとおり収納したので払い込みます。

熊本県指定金融機関

熊本県収納代理金融機関

株式会社肥後銀行

(名 称)

(名 称) 様

取 扱 印

(福岡貯金事務センター収納分)

備考

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横14センチメートルとする。

別記第5号様式

第 号			
収 納 金 日 計 領 収 書			
件 数	金 額		
件	円		
収 納 日	払 込 日 (送 付 日)		
年 月 日	年 月 日		
上記のとおり領収しました。 熊本県指定金融機関 株式会社肥後銀行 (名 称) 様 <table border="1" style="margin: auto;"><tr><td style="padding: 2px 10px;">取 扱 印</td></tr><tr><td style="height: 60px;"></td></tr></table> 熊本県収納代理金融機関 (名 称) 様 (福岡貯金事務センター収納分)		取 扱 印	
取 扱 印			

備考

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横14センチメートルとする。